

人権教育ミニ研修

# 「子どもの権利」

～子どもの権利を尊重するために～

島根県教育庁人権同和教育課

# ねらい

- ・こども基本法と児童に関する権利条約をとおして、  
権利の主体として、子どもを尊重する大切さの理解を深める
- ・児童に関する権利条約の4つの原則とこども基本法の理念を知る
- ・\*校内において子どもの権利を保障する取組を考える



# 「子どもの権利」について

- ・ 児童に関する権利条約（子どもの権利条約）  
（日本は1994年に批准）

- ・ 「こども基本法」

（令和4年6月公布 令和5年4月施行）

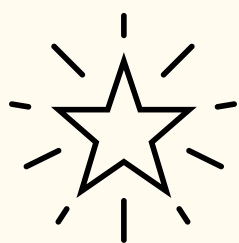
- ・ 生徒指導提要（改訂版）

（令和4年12月公表）



# 「こども基本法」とは

こどもや若者が自分らしく幸せに成長でき、暮らせるような社会を目指して、こどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を決めた法律



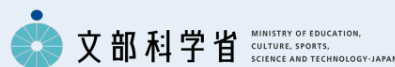
「こどもにとって一番いいことは何か」をこどもの意見を聴いて一緒に考える

# 生徒指導提要（改訂版） 令和4年12月公表

## 生徒指導提要

令和4年12月

文部科学省



P32～34（抜粋）

### （1）児童の権利に関する条約

生徒指導を実践する上で、**児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠**です。

また、同条約の理解は、**教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須**だと言えます。

### （2）こども基本法

**本基本理念の趣旨等について、児童の権利に関する条約とともに理解しておくことが求められます。**

# 児童に関する権利条約（子どもの権利条約）

「子どもの権利」ってなんだろう？

# 児童に関する権利条約（子どもの権利条約）

- 1989年国連で採択
- 日本は、1994年に批准
- 子どもの基本的人権を保障
- 18歳未満のすべての人間



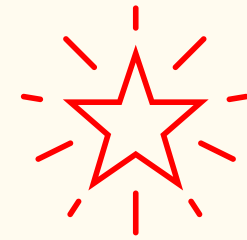
# 児童に関する権利条約（子どもの権利条約）

○子どもはひとりの人として大切にされ、  
育っていく存在

保護の  
対象



○すべての子どもが  
自分の権利を行使する主人公



権利の  
主体

# 児童に関する権利条約の4つの原則・「こども基本法」の理念

1. 差別のないこと

2. こどもにとって最もよいこと

3. 命を守られ成長できること

4. 意見を表明し参加できること

# 児童に関する権利条約の4つの原則・「こども基本法」の理念

## 1. 差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況など**どんな理由でも差別されません。**

# 児童に関する権利条約の4つの原則・「こども基本法」の理念

## 2. こどもにとって最もよいこと

こどもにすることが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

# 児童に関する権利条約の4つの原則・「こども基本法」の理念

## 3. 命を守られ成長できること

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

# 児童に関する権利条約の4つの原則・「こども基本法」の理念

## 4. 意見を表明し参加できること

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

# 意見を表明し参加できること（意見表明権）

---

自由に  
自分の気持ちや  
考えを表現する

views

大人は話を聞いて  
くれる!



聞いてもらえる  
権利

# 子どもの権利=すでに備わっているもの



# 子どもたちが、子どもの権利を学ぶ大切さ

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」  
(Nothing about us without us)



子どもの  
声を聴く

参加する  
権利

まとめにかえて

子どもとともに生きる未来のために

子どもは「保護の対象」であると同時に、「権利の主体」です。

子どもの声

対話

子どもにとって  
最もよいことを

まとめにかえて

子どもとともに生きる未来のために

「意見表明権」を保障するために  
自校で取り組みたいことは何でしょうか



# ～子どもの権利についてもっと知りたい～

ちかごろよく聞く

# 子どもの権利

って!?

ジーン&ケー  
「子どものけんりプロジェクト」  
が主眼  
の企画キャラクター。  
子どもたちや、子どもに関わる社会、  
世界の様々なテーマを  
取材する記者コンビ。

子どもまんが  
子ども家庭庁

もっと

## 「子どもの権利」 について 知りたいときは



子どもの権利条約



子どもの基本法



子どもの権利条約

子どもの権利は、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」に書かれています。子どもの権利条約は、世界中どこで生まれても、子どもが生まれながらにもっている権利を定めた条約です。1989年に国連で採択され、日本を含む196の国が守ることを約束しています。

子ども基本法

日本国憲法と子どもの権利条約の精神にのっとり、すべての子ども・若者が幸せな生活を送ることができる「子どもまんなか社会」を目指すために、子どもや若者に関する取り組みを進めていくことを決めた法律です。

子どもの権利条約の日本語版



子どものけんりプロジェクト



子ども若者★いけんぶらす

国の制度や政策に対して子ども・若者の意見を聴く取り組みです。集まった意見は、制度や政策をより良くするために生かされます。いけんぶらすの取り組みを発信することで、社会全体に、子ども・若者の意見を聴くことの大切さを伝えていきます。

子どものけんりプロジェクト

ユニセフと子ども家庭庁が共催しているキャンペーンです。「子どもの権利」の正しい理解と普及を通じて、子どもたちのウェルビーイングの向上を目指しています。

問い合わせ先 子ども家庭庁長官官邸総合政策課 企画係 soiguoninaku.kikou@cfa.go.jp

2025年3月 発行

以上で、ミニ教職員研修を終わります。  
ご参加いただき、ありがとうございました。